

平成30年度石岡市通学者定期券特急券購入費補助金交付要綱

(平成30年3月23日石岡市告示第86号)

(趣旨)

第1条 この告示は、若い世代の転出抑制と本市への移住促進を図るため、鉄道を利用する通学者に対し、通学定期券及び特急券の購入に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する石岡市通学者定期券特急券購入費補助金（以下「補助金」という。）について、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住所を有する者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 通学者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年生以上に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）に通うために鉄道を利用する者をいう。
- (3) 市税 本市に係る市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (4) 通学手当等 本市以外の者から支給される通学手当その他これに準じる通学に係る交通費に対する手当をいう。
- (5) 特急券 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「定期券用ウィークリー料金券」をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 石岡駅、高浜駅、羽鳥駅又は神立駅を起点とする通学定期券を利用している通学者であること。
- (3) 当該年度において18歳以上30歳以下の年齢に達する日がある者（当該年度中に30歳であった日があり、その後当該年度中に31歳に達した者を含む。）であること。

- (4) 補助対象者及び補助対象者が属する世帯の世帯員に市税の滞納がないこと。
- (5) 補助対象者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けていない者であること。
- (6) 補助対象者、補助対象者が属する世帯の世帯員及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 1月当たりの金額（高浜駅、羽鳥駅又は神立駅から乗車する場合は、石岡駅を起点として換算した額）が9,000円を超える通学定期券の購入に要した経費
- (2) 石岡駅又は土浦駅を起点及び終点とする特急券（石岡駅又は土浦駅で購入したものに限る。）の購入に要した経費

（補助対象期間）

第5条 補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第8条に定める交付決定の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、平成30年4月30日までに第7条に定める交付申請があった場合は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までを補助対象期間とすることができる。

（補助金の額）

第6条 補助金の額及び補助上限額については次の表のとおりとする。

区分	通学定期券	特急券
補助金の額	1月当たりの通学定期券の額から通学手当等を差し引いた額（1月に満たない月がある場合は、1月当たりの通学定期券の額を30で除した数に1月に満たない期間の日数を乗じた額を加算する。）の3分の1（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	特急券の購入に要した経費から通学手当等を差し引いた額の2分の1（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
補助上限額	月額3,000円	月額16,000円

（交付申請）

第7条 当該補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通学者定期券特急券購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 在学を証する書類
- (3) 通学定期券の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、通学者定期券特急券購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定に当たって、必要な指示又は条件を付することができる。

（内容の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付対象となった申請の内容（以下「補助事業」という。）に変更がある場合は、通学者定期券特急券購入費補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の内容の変更の承認又は不承認を決定し、通学者定期券特急券購入費補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、市長が定める日までに、通学者定期券特急券購入費補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通学者定期券特急券購入費補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（概算払）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができ

る。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に決定した補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。この場合において、補助金の返還額の算定は、通学定期券の場合は利用期間等、特急券の場合は利用回数等を考慮して市長が決定し、通学者定期券特急券購入費補助金返還通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を有しなくなったとき。
- (2) 偽りの申請その他不正行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 通学定期券の払戻しをしたとき。
- (4) 第三者に譲渡又は売却等の行為を行ったとき。
- (5) 通学以外の用途で使用したとき。
- (6) 交付決定に瑕疵のあるとき。
- (7) その他市長の指示又は条件に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付決定者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(調査)

第14条 市長は、補助金の適正な交付のために必要な範囲において申請者に対し、必要な調査をすることができる。

2 市長は、前項の調査の結果、不適切と認められるときは必要な措置を講じるものとする。

(台帳の整備)

第15条 市長は、補助金の処理に関する台帳により諸記録を整備し、管理するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

印

連絡先

通学者定期券特急券購入費補助金交付申請書

平成30年度石岡市通学者定期券特急券購入費補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

通 学 先	所 在 地	
	名 称	
	電 話 番 号	
	入 学 年 月 日	年 月 日
補 助 申 請 区 分		<input type="checkbox"/> 通学定期券 <input type="checkbox"/> 特急券
通 学 定 期 券	補 助 申 請 期 間	年 月 ~ 年 月
	利 用 区 間	駅 ~ 駅
	補 助 申 請 額	円
特 急 券	補 助 申 請 期 間	年 月 ~ 年 月
	利 用 区 間	駅 ~ 駅
	補 助 申 請 額	円

関係書類

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 在学を証する書類
- (3) 通学定期券の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

石岡市長 宛

誓約書兼同意書

【誓約事項】

- 1 石岡市通学者定期券特急券購入費補助金交付申請書の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。
- 2 申請者、申請者が属する世帯の世帯員及び同居者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないことを誓約します。
- 3 補助金交付後に、補助対象者の要件を満たさないことが判明したときは、速やかに補助金を返還することを誓約します。

【同意事項】

- 1 申請者、申請者が属する世帯の世帯員及び同居者が暴力団員であるか否かの確認のため、石岡警察署長に照会することに同意します。
- 2 石岡市通学者定期券特急券購入費補助金の交付に係る審査及び交付後の状況の確認等のため、申請者に係る住民基本台帳の記録及び納税状況、生活保護記録等個人情報に関し、関係機関に照会し、調査することに同意します。
- 3 申請者に対し、必要な調査を行うことに同意します。

申請者 フリガナ

氏名 _____ 印

（ 生年月日
年 月 日生 ）

世帯主 （※申請者と世帯主が同一の場合は不要）

フリガナ

氏名 _____ 印

（ 生年月日
年 月 日生 ）

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

通学者定期券特急券購入費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった通学者定期券特急券購入費補助金交付申請については、次のとおり決定したので、平成30年度石岡市通学者定期券特急券購入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 決定の区分 交付 不交付
- 2 交付決定額 円（ 年 月～ 年 月分）
- 3 交付に付する指示及び条件
- 4 不交付理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

印

連絡先

通学者定期券特急券購入費補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた通学者定期券特急券購入費補助金に係る補助事業の内容を変更したいので、平成30年度石岡市通学者定期券特急券購入費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第 5 号 (第 9 条関係)

第 号

年 月 日

様

石岡市長

印

通学者定期券特急券購入費補助金変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった通学者定期券特急券購入費補助金については、次のとおり変更を承認（不承認）としたので、平成30年度石岡市通学者定期券特急券購入費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 変更を承認（不承認）とします。
- 2 変更の内容
- 3 不承認の理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

印

連絡先

通学者定期券特急券購入費補助金実績報告書

通学者定期券特急券購入費補助金の実績について、平成30年度石岡市通学者定期券特急券購入費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金実績額 円

- 2 補助対象期間 年 月 ～ 年 月（ 箇月分）

- 3 関係書類
 - (1) 通学定期券の写し
 - (2) 使用済み特急券の原本（特急券補助の交付決定を受けた者のみ）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

通学者定期券特急券購入費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった通学者定期券特急券購入費補助金交付申請について、平成30年度石岡市通学者定期券特急券購入費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 補助金確定額 円（ 年 月～ 年 月分）

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

通学者定期券特急券購入費補助金返還通知書

平成30年度石岡市通学者定期券特急券購入費補助金交付要綱第13条の規定により、
年 月 日付で交付決定した補助金の返還について、次のとおり決定したので通知
します。

- 1 返還金額 円
- 2 理由
- 3 納付方法 別添納付書による納付